

◎ 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（感染を防止するための協力要請等）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>5 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による指示に従わないときは、特定都道府県知事は、当該施設管理者等に対し、<u>期限を定めて、当該指示に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</u></p> <p>6 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請、<u>第四項の規定による指示又は前項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>7・8（略）</p> <p>第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 <u>第四十五条第五項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>二 <u>第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、</u></p>	<p>（感染を防止するための協力要請等）</p> <p>第四十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>5 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請<u>又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</u></p> <p>6・7（略）</p> <p>第七十六条 <u>第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に</u>処する。</p>

又は搬出いただき。